

最高裁秘書第2361号

令和元年5月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付，最高裁秘書第2234号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判官その他の裁判所職員のバッジに関する規程（昭和24年最高裁判所規程第1号）（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

裁判官その他の裁判所職員のバッジに関する規程

昭和24年1月28日最高裁判所規程第1号  
改正 昭和32年11月15日最高裁判所規程第10号

裁判官その他の裁判所職員のバッジに関する規程

(昭三二最裁程一〇・改称)

第一条 裁判官その他の裁判所職員は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。

2 前項のバッジの形状及制式は、附図の通りとする。

(昭三二最裁程一〇・一部改正)

第二条 前条のバッジは、これを交付する。

2 前条に掲げる者が身分を失つたときは、速やかにバッジを返納しなければならない。

附則

この規程は、昭和二十四年二月一日から施行する。

附則(昭和三二年一月一五日最高裁判所規程第一〇号)

1 この規程は、昭和三十二年十二月一日から施行する。

2 この規程施行の際現に司法修習生である者は、すみやかにバッジを返納しなければならない。

バッジの形状



バッジの制式

裁判官以外の職員	裁 判 官	区 別	
		地 質	大 小
同	金 属	文 字	裏 面
同	径一、六種	縁	文字の外周及び縁の内周
同	金 色	銀いぶし色	
同	金 色	銀 色	そ の 他
同	銀 色	銀 色	裏面及び側面